

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務 料金表

■一戸建ての住宅 / 併用住宅

税抜金額（カッコ内は税込金額）

	申請条件	料金
	通常申請	40,000円（44,000円）
評価書等のある場合※1	5-1断熱等性能等級4、若しくは、5-2一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	20,000円（22,000円）

■共同住宅等※2

税抜金額（カッコ内は税込金額）

	申請条件	料金
	通常申請	基本料金＋戸あたり料金×対象住戸数 ・基本料金※3 100,000円（110,000円） ・戸あたり料金 2,000円（2,200円）
評価書等のある場合※1	5-1断熱等性能等級4、若しくは、5-2一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等	上記審査料金の10分の5の額※4

※1 評価書等料金の適用は、5-1断熱等性能等級4、若しくは、5-2一次エネルギー消費量等級4以上が確認できる評価書等（設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書、フラット35S適合証明書、すまい給付金現金取得者新築対象住宅証明書、住宅性能証明書、BELS評価書、低炭素建築物新築等計画認定通知書など）が添付される場合に限りです。

※2 共同住宅等において2住戸/棟までは一戸建ての住宅の料金を審査対象住戸数を乗じた額とします。

※3 共用部分を評価対象とする場合は、基本料金を100,000円（税込110,000円）を加算します。

※4 共同住宅等における評価書等のある場合の料金について、共用部分を評価している評価書等でない場合は、共用部分の料金は減額せず、100,000円（税込110,000円）とします。

注1 計画変更の評価料金は当初の申請で適用された料金の10分の5の額とします。ただし、共同住宅等の場合で、変更が一部住戸に限られる場合、一住戸あたり10,000円（税込11,000円）を乗じた額とすることができます。

注2 再発行料金は一通につき5,000円（税込5,500円）とします。